

山梨県公報

第千九百二号

平成二十年

十一月十七日

月 曜 日

目次

道路の供用開始	六四一
建築基準法に基づく道路位置指定	六四一
公告	六四一
開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事の完了について	六四一
開発工事に関する工事の完了について	六四一

告示

山梨県告示第四百八十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十年十二月八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月十七日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	高下鵜沢線	南巨摩郡増穂町最勝寺字城山三一〇六番地先から 南巨摩郡鵜沢町字境尾剱二九六番の一地先まで	二七九・五	平成二十年十一月十七日

山梨県告示第四百八十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第四十二条第一項第五号に規定する道路

の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年十一月十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の位置
中央市西花輪字村北三八八一番六
- 二 道路の幅員
最大四・五メートル 最小四・五メートル
- 三 道路の延長
一一・三六メートル

公告

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十年十一月十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
笛吹市一宮町竹原田字川原口丁一三六〇の一、一三六〇の二、一三八二の一、一三八五の一、一三八五の三、一三八六の一、一三八八、一三八九の一、一三八九の三、一三九〇の一、一三九〇の二、一三九三の一、一三九三の二、一四〇四の一、一四〇四の二、一四〇五の一、一四〇五の二、一四〇八、一四〇九、一四一〇、一四一四、一四一五、一四一七、一四一八、一四二〇の二、一四二四の一及び一四二四の二並びに字川原口町一三八九の二並びに東原字西田町一の三、二の三、二の四の二、二の五の二、二の五の三、二七、二八、二九、三〇の一、三〇の二、三〇の三、三〇の四、三〇の五、三六の二、三六の三、三六の四、三六の五、三八の一、三八の三、九四の二、九五の一、九五の二、九五の三、九六の三、九七の二、一〇〇の四、一〇〇の五、一〇六の一、一〇六の三、一〇七の一、一〇七の二、一〇七の三、一〇七の四、一〇七の五、一一六の四及び一一六の五の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類

位置及び区域

道路
水路

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市中小河原一丁目十三番十八号 株式会社くろがねや 代表取締役 堀込丹

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十年十一月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域に含まれる地域の名称

富士吉田市新倉字下谷倉二九〇五の一、二九〇五の二、二九〇五の三、二九〇六の一及び二九〇六の二の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都目黒区中根二丁目三番十九号 株式会社牧野フライス製作所 取締役社長 牧野二郎